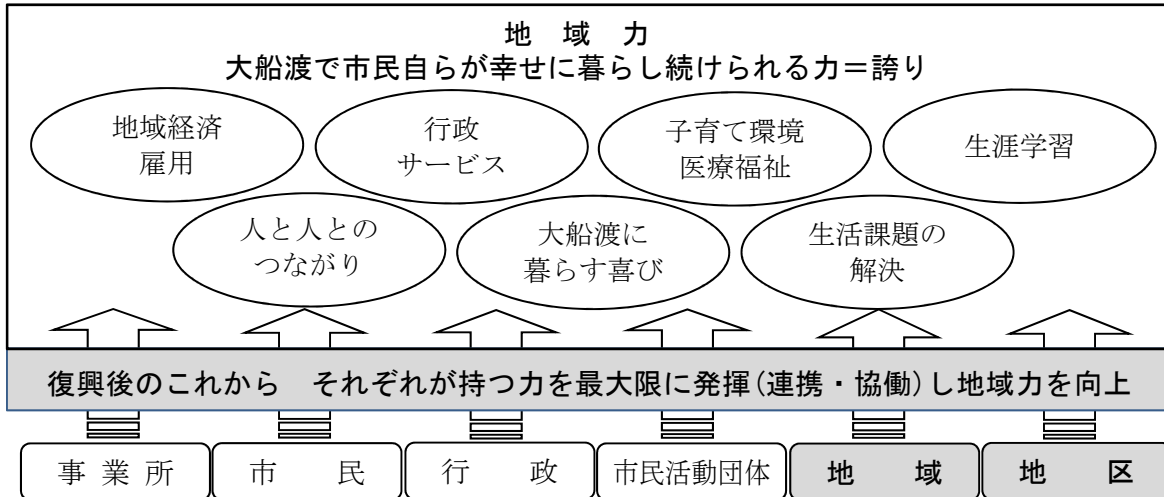


報告 (2) 地区との協働に向けた今後の取組について

大船渡市協働のまちづくり検討委員会中間報告及び先行地区でのワークショップの実施状況を踏まえ、令和2年度からの地区との協働に向けた取組について、市議会、地区公民館館長及び主事に対し、それぞれ下記の説明を行った。いただいた意見は資料3のとおりである。

1 地域力の向上に向けて

- 人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりに向け、行政と協働の下、地区住民自らが、地区の課題や将来像を自分のことと捉えられるように意識を変え、「地域力の向上」を目指し、様々な団体等と連携・協働しながら、主体的に考え行動する仕組みが必要となっている。



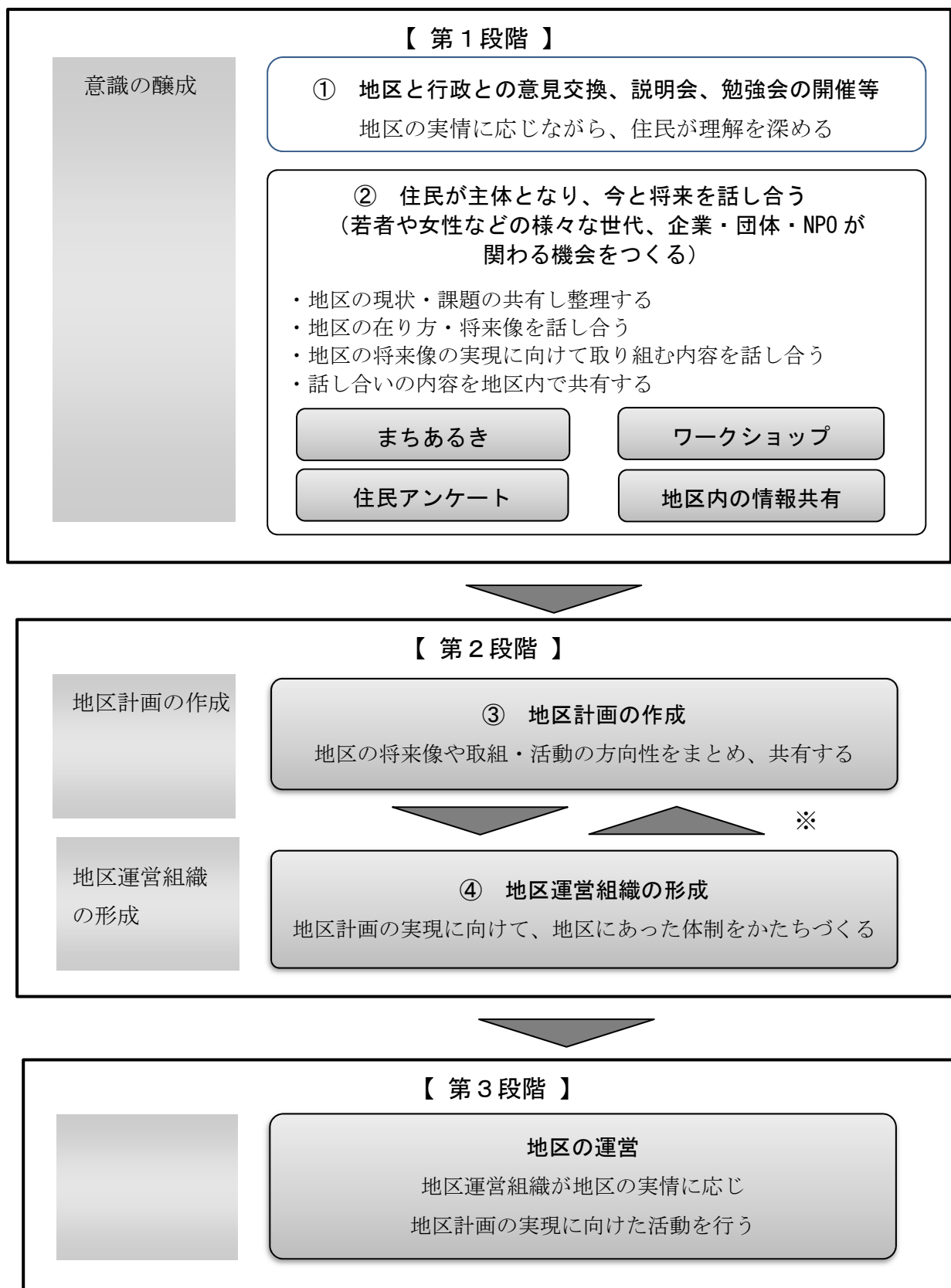
2 平成30年度以降の取組の経過

- 令和元年度は、各種研修会の開催や有識者等による検討等を行い、令和2年1月からは、先行地区における地域づくり住民ワークショップの開催に着手し、地区の課題や将来像などについて、住民が話し合う場の創出と意識の醸成に向けた取組を進めている。

年度	内 容	
H30	4月	企画政策部に市民協働準備室を設置
	4～10月	地区公民館長・主事及び職員による先進自治体視察（県内外6団体）
	6月	地域づくり講演会（兼地区及び地域公民館役員等研修）の実施
	6～7月	地域づくり懇談会の実施
	10月	地区公民館長・主事アンケートによる地区公民館の現状調査
	1月	大船渡市協働のまちづくり検討委員会の設置
	1月	市議会全員協議会での説明
	3月	大船渡市市民活動支援センターによる勉強会の開催
	R元	4月
5月		市議会月例会議での経過報告
5～6月		市職員等研修の実施（2回）
7月		地区公民館・地域公民館役員等研修の実施
8月		大船渡市協働のまちづくり検討委員会による中間報告
8月		市議会月例会議での経過報告
10月		地区公民館長・主事及び職員による先進地視察
9～12月		先行地区（日頃市地区）とのワークショップに係る事前協議
11月		市議会月例会議での経過報告
1月～		先行地区における地域づくり住民ワークショップの開催
1月		市議会全員協議会での説明
2月		大船渡市まちづくり推進員等懇談会の開催
随時		地区公民館長・主事会議や地区訪問を通じ、随時、地区と情報を共有

※ 令和2年度市の組織再編で市長部局に「協働まちづくり部」を新設。同部に、市民協働課を新設するほか、教育委員会から生涯学習課（文化財係を除く。）、中央公民館及び地区公民館を、企画政策部から市民文化会館及び図書館を移管する。

3 地区運営組織の形成に向けたプロセス（案）



※地区計画の作成と地区運営組織の形成の時期は、前後する場合がある。

(1) 基本的な考え方

- ・ 地区運営組織の形成に向けたプロセスは、地区における意識の醸成、地区計画の作成という一連の過程を通じて、地区の運営に関わる世代や団体など、時間をかけて新たな担い手を創出するとともに、住民自らが考え、行動する主体的な地域づくりが持続し、活発化することを目指すものである。
- ・ そのためには、地区及び行政の意識の醸成が最も重要であることから、当面、ひとづくりと並行し、地区ごとの段階的な仕組みづくりを市が支援し、丁寧に進めていく予定である。

(2) 取組のプロセス

第1段階（意識の醸成）

① 市民、公民館役員等を対象とする研修等の実施

- ・ これまで地区公民館が培ってきたつながりや役割を踏まえつつ、より多様な住民が地区の運営や活動に関心を持ち、自立的に参画するような意識の醸成を図る。活動事例や地区運営の進め方等の研修会等を開催し、主体的な地域づくりへの理解を深める。

② 地域づくり住民ワークショップの実施

- ・ 住民同士で、地区の課題や魅力などについて知り、将来像について考え、話し合ってまとめる「地域づくり住民ワークショップ」を実施する。
- ・ ワークショップの運営に当たっては、事前に地区と市、中間支援組織で協議し、地区の実情に応じた進め方を組み立てるとともに、必要に応じて、住民アンケートにより、ワークショップに参加していない地区住民の意思を話し合いに反映させる。
- ・ ワークショップの内容や経過は、地区内に随時周知し、共有することにより、更なる住民意識の醸成を図る。

第2段階（地区計画の作成と地区運営組織の形成）

③ 地区計画の作成

- ・ 地区計画とは、地区の目指す将来像、生活課題やその解決の方向性、地区で実施する事業などを、住民が話し合っでまとめる地区の将来構想とする。
- ・ 地域づくり住民ワークショップで話し合われた内容やアンケート結果等を盛り込みながら、地区の実情に応じた手法や組織により、住民合意を得て作成・決定する。
- ・ 計画期間は5年間程度を想定し、計画の書式は特定のものとは定めずに、1枚のペーパーや冊子形式など、地区の住民が分かりやすい形を自由に選択して、地区内で共有する。
- ・ 地区計画作成の進捗状況を勘案しながら、地区計画に掲載された将来像の実現や課題を解決する活動への補助制度を創設し、計画の具現化を支援することを検討している。創設の時期は、令和3年度以降を想定している。

④ 地区運営組織の形成

- ・ 当市の地区公民館は、社会教育法に基づき市が設置する教育機関としての「地区公民館」であるとともに、一部の地区を除き、住民を代表する自治公民館のような団体として、地区及び地域の生涯学習及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしてきた。
- ・ 今後、各地区において人口減少社会に対応した活動を持続的に展開するためには、現在の団体としての地区公民館の特性や課題を整理し、それぞれの実情に応じて、既存組織の活用や変更など必要な組織体制を住民自らが話し合い、検討する必要がある。
- ・ 現在、策定に向けた取組を進めている第2期の大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、現行の総合戦略に掲げた「地域内の課題は自ら主導して解決するまちづくり組織の構築の促進」を踏まえ、引き続き、「協働で誰もが活躍できるまちづくりの推進」を施策の一つに掲げ、その中で地区と行政との協働や地区運営組織の形成について登載する予定である。

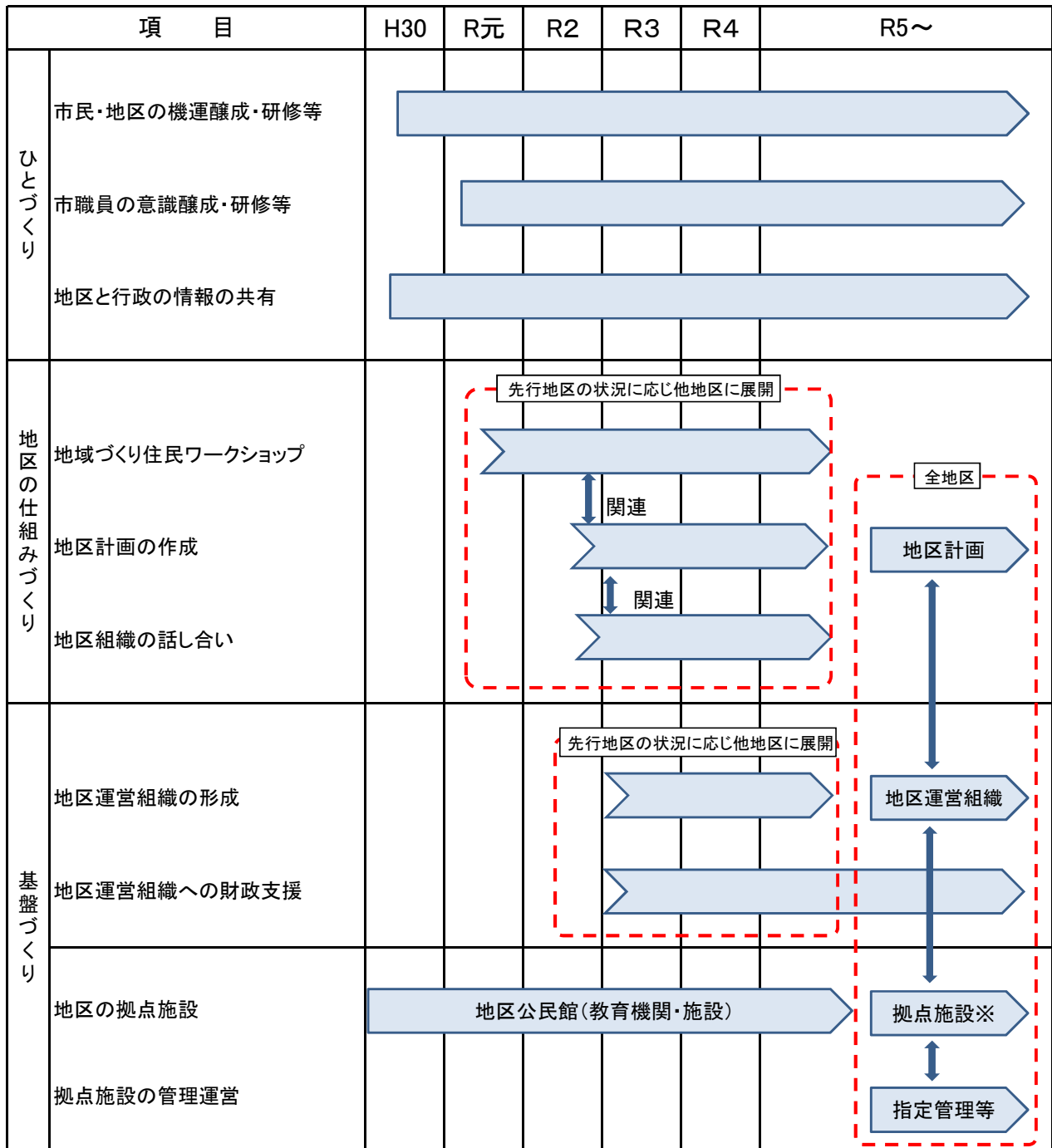
【住民団体としての当市の地区公民館と地区運営組織の相違点】

	地区公民館（団体）	地区運営組織
組織の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・市の非常勤特別職である地区公民館長・主事が団体の役職員となり、生涯学習とまちづくり活動を行う住民の組織。 ・地区を代表する団体は、地区によって異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区を代表し、生涯学習やひとづくりを含め、各種まちづくり活動を行う住民主体の組織。 （国でいう「地域運営組織[※]」に当たる組織）
市との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・市の教育機関としての地区公民館と住民団体が一体となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市から独立した住民団体。
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・市の教育機関と一体であるため、独立した地域運営組織等の団体を対象とする国・県及び公益団体からの助成を活用しにくい。 ・市補助金、会費等を財源とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県からの直接事業受託や公益団体などによる助成を活用し、活動分野を拡大することが可能。 ・国等助成金、市補助金、委託料、事業収入、会費等を財源とする。
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の組織の長等が中心。 事務局、地域公民館長・自治会長、各種団体等の長などが構成員。 ・構成団体の協力を得て事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員は地区の実情による。 地域公民館長・自治会長、各種団体等の長のほか、NPOや活動したい幅広い団体・個人が構成員。
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・審議機関として公民館運営委員会を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制は一律でなく、地区の実情に応じたものとなる。

※ 国では、住民自らによる主体的な地域の将来プランを策定し、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行う組織を「地域運営組織」としている。

(3) 全体的な流れについて

全体的な流れのイメージは、次の図のとおりである。ただし、各地区の状況に応じて、全体のスケジュール及び各地区の実施時期は変化する可能性がある。



※ 地区の拠点施設と公民館(教育機関・施設)の方向性について

全ての地区で地区を運営する組織体制が整った段階において、市の施設としての「地区公民館」についても、社会教育の理念を継承しつつ、住民主体の活動分野の拡大に対応した新たな拠点施設に移行する必要があると考えている。

地区公民館及び中央公民館の今後の在り方については、令和2年度に策定を予定している大船渡市教育振興計画との整合等を図りながら、時期を捉え、方向性について市議会及び関係団体等の御意見を伺う予定である。

4 令和2年度の地区における取組

(1) 先行地区での取組

- ・ 令和2年度の上半期は、先行地区において地域づくり住民ワークショップを引き続き実施し、話し合いの成果は地区内での共有を行う。
- ・ 同時に、先行地区での過程及び成果については、市民と共有し、他の地区における理解を深めていく。
- ・ その後、ワークショップで話し合われた内容を踏まえ、地区の将来構想である地区計画の作成に向け、作成の手法や時期について地区と調整を図る。
- ・ また、地区計画の作成の時期を勘案しながら、作成した地区計画を実現するための地区の組織の在り方について、地区住民で話し合いの場を設けていただき、これらの過程については、地区の自主性を尊重しながら、市としても適時適切な支援をしていく。

(2) 先行地区を踏まえた他地区への展開と市の支援

- ・ そのほかの地区においても、先行地区の進捗状況を反映させながら、地区の意向を踏まえ、令和2年度から複数地区において意識醸成のための地域づくり住民ワークショップの開催に着手する。全ての地区について、市、大船渡市民活動支援センター等により先行地区と同様の支援を行う予定である。
- ・ なお、地区計画は、地区の将来構想をまとめたものであることから、地区の活動が多様化している現状においては、地区組織の形態にかかわらず、全地区で作成に向けた取組が必要と考えている。

